

## 九州大学総合研究博物館資料部内規

第1条 九州大学総合研究博物館（以下「博物館」という。）に、学術標本の管理、運用にあたる資料部を置く。

第2条 資料部は博物館の専任教員及び兼任教員をもって組織する。

第3条 資料部に自然史、文化史、技術史及び開示・教育の4部門を置き、必要に応じて部門に専門分野を置く。

2 前項の専門分野は当分の間、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自然史部門 動物、植物、昆虫、水生生物、地史古生物、岩石、鉱物、人類先史、有機化石、地球電磁気、生薬、ムラージュ
- (2) 文化史部門 考古、記録史料、建築史
- (3) 技術史部門 資源、素材、機械、什器
- (4) 開示・教育部門 展示、開示、社会教育、生涯学習

第4条 各専門分野に分野主任を置く。

2 分野主任は、当該分野に関係のある兼任教員をもって充てる。なお、必要に応じて博物館の専任教員も分野主任となることができる。

3 分野主任は、各分野の推薦に基づき、博物館長が選出する。

4 分野主任は博物館長の下に、当該分野における学術標本の管理、運用の取りまとめを行う。

5 分野主任の任期は2年とし、補欠の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

第5条 博物館長が必要と認める場合は、分野間の連絡調整を計るため、分野主任会議を開催する。

2 分野主任会議は博物館長、分野主任及び博物館の専任教員をもって組織する。

### 附 則

1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。

2 この内規施行後最初に任命にされる分野主任の任期は、第4条第5項の規定に関わらず、平成18年3月31日までとする。

### 附 則

この内規は、平成16年11月22日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成19年11月7日から施行する。

### 附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。